

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十条第一項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定を更新しました。

平成三十一年一月四日

奈良県知事 荒井正吾

病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類	更新年月日
公益財団法人天理 よろづ相談所病院	天理市三島町二〇〇番 地	腎臓に関する医療	平成三十一年一月一日
公益財団法人天理 よろづ相談所病院	天理市三島町二〇〇番 地	形成外科に関する医 療	平成三十一年一月一日
国保中央病院	磯城郡田原本町大字宮 古四〇四―一	腎臓に関する医療	平成三十一年一月一日
国保中央病院	磯城郡田原本町大字宮 古四〇四―一	整形外科に関する医 療	平成三十一年一月一日
医療法人康成会星 和台クリニック	北葛城郡河合町星和台 二丁目一番地の二〇	腎臓に関する医療	平成三十一年一月一日